

## 日本語教育機関の類型及びその範囲に関する論点

### (1) 日本語教育機関の類型化

#### < 類型化の必要性 >

- ・ 近年、我が国に在留する外国人が増加・多様化。これまで留学を目的とする外国人に対して日本語教育を行っていた機関が、就労や生活を目的とする者に対しても学習機会を提供するなど、日本語教育を行う機関における教育内容や実施形態等が多様化。
- ・ 一方で、学習者からは、多様化する日本語教育を行う機関で提供される学習内容が見えにくく、どのような質の学習内容が提供されるか、あらかじめ判断することが困難。
- ・ こうした状況において、学習者が自らの必要とする学習機会を適切に選択できるようにするため、各機関における日本語教育の内容等を機関の目的別の分類によって見える化するとともに、学習者の学びを適切に評価することができるよう、日本語教育を行う機関が提供する教育内容の質を保証することが必要。

#### < 類型化に当たっての主な課題 >

関係団体・機関等の意向も踏まえながら、以下の課題に関する検討が必要。  
主な論点に関しての事務局案は以下の通り。

### 制度化の目的について

(案) 標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とする。

#### 【理由】

- ・ 教育の質担保を目的とする既存の類似制度では、まずは機関の設置基準・最低基準を策定することが一般的である。(例：職業実践力育成プログラム認定制度 (BP))
- ・ 日本語教育機関に公認日本語教師 (養成修了段階の教師であって、中堅段階の教師ではない) を一定数配置することを制度上求めることとセットで、標準的な機関の質の確保を目的とすることにより、有機的に機能することが期待される。
- ・ 既に優良評価を実施する民間団体等が存在し、法律に基づく制度を新たに創設する必要性は低い。(一般財団法人日本語教育振興協会の「日本語教育機関第三者評価」や JAMOTEC 認証サービス株式会社の ISO29991「公式教育外の語学学習サービス」認証等)

その他の意見

優良な日本語教育機関の拡充を目的とする。

【理由】

- ・優良機関評価を実施することによって優良な日本語教育機関が可視化され、日本語学習者がより教育の質の高い機関を選ぶことが容易になる。  
一方、最低基準が無いまま優良評価基準を策定する場合、何をもって優良であると判断するのか、その位置づけが曖昧となり、公平・公正な評価が困難。

【今後の方向性】

- ・まずは標準的な日本語教育機関の質の確保を目的とした制度を設計し、その後、優良な日本語教育機関の拡充を目的とした優良機関評価制度について段階的に検討することとしてはどうか。

**「日本語教育機関」の対象について**

(案) 専ら日本語教育を行う機関を対象とする。

【理由】

- ・地域日本語教室などのうち、文化理解やコミュニケーション能力の向上等を主目的とする教室などにおいては、地域のボランティアなどの人材を活用し、多種多様な活動が実施されている。こうした活動を実施する機関・団体に対し、公認日本語教師の配置を一定数求めることとした場合、かえって活動の制限や熱意の低下等につながる懸念がある。  
専ら日本語教育を行う機関に大学別科は含むべきか、また、大学や一条校は「日本語教育機関」に含めなくてよいか、検討が必要。

その他の意見

全ての日本語教育を行う機関を対象とする。

【理由】

- ・日本語教育機関全体の教育の質担保が可能となる。  
一方で、日本語教育機関に公認日本語教師の一定数配置を求める場合、主に文化理解やコミュニケーション能力の向上を目的としてボランティアが運営している地域日本語教室等、多様性が特色である機関の活動まで制限するおそれがある。

法務省告示日本語教育機関のみを対象とする。

【理由】

- ・法務省日本語教育機関には、法務省告示基準等が既に適用されており、制度設計が容易。また、「日本語教育機関」の類型化に関しては、法務省告示日本語教育

機関関係者から強い要望がある一方、地域日本語教室等の関係者の関心は高くない。

一方で、日本語教育推進法では、新たに「日本語教育機関」の範囲を定めることとしているが、法務省告示日本語教育機関のみを対象にするのであれば、既存の法務省告示基準の改正で足りる。

#### 【今後の方向性】

- ・まずは専ら日本語教育を行う機関を「日本語教育機関」として位置付け、学校や大学の別科等の扱いについてはより詳細に検討しながら制度化を目指す一方、その他の日本語教育を行う機関の扱いについては、制度化の進捗状況を見つつ段階的に検討してはどうか。

#### 「日本語教育機関」の類型について

(案)「留学」「就労」「生活」(在留資格別類型)

はじめは「留学」から検討

#### 【理由】

- ・これまでの文化審議会国語分科会での審議や日本語教育関係者からのヒアリングによると、当該三類型が最も実情に即している類型であるとの声が多かった。また、この類型項目は、日本語教育推進法における、外国人留学生等に対する日本語教育、外国人等である被用者等に対する日本語教育、地域における日本語教育という分類との整合性も取れる。  
なお、同法では、「外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育」及び「難民に対する日本語教育」の記載もあり、今後検討が必要。難民については、現在、難民を受け入れた自治体において個別にその対応を行っている段階であり、全国的な一律の基準を求める強い要望は出されていない。
- ・「留学」については、既存の法務省告示基準の審査項目に参考となる審査項目が多いため、他の類型と比べて制度の検討が容易。
- ・「就労」「生活」については、実施形態が多様であるため、定員や校舎の面積、授業期間等に関する一律の基準を設定することが困難。このため、質の維持向上を目的とする基準を策定するには、業界団体の意向や動向、実態調査などを踏まえた慎重・丁寧な検討が必要。

#### その他の意見

「進学」「就業」「定住」とする。(目的別類型)

#### 【理由】

- ・日本語学習者の学習目的の多様化に合わせて機関も目的別に分類するのがわかりやすいのではないかと。  
一方、学習者の目的別に類型を作ると、特に法務省告示日本語教育機関には複数のニーズで学ぶ学生が存在するため、一つの機関で複数の認定を受ける必要が生じ、認定事務負担の増加につながる。

「留学」「就労」「生活」のほか、「就学」も追加するべきではないか。

【理由】

- ・親が外国人である子どもたちは、就学に必要な日本語を学ぶ必要性があるため。一方、主に日本語を習得することが主な目的ではない小学校から高校までの学校教育法的一条校を「日本語教育機関」の類型にまで位置付ける必要性やニーズが十分把握できていない。

【今後の方向性】

- ・類型は「留学」「就労」「生活」の三類型としつつ、まずは「留学」から制度化を検討し、他類型については段階的に検討を進めてはどうか。「就学」等その他の類型の必要性についても今後要検討。

**申請主体について**

(案) 主な申請機関としては、下記機関を想定。(上記3類型とする場合)

類型「留学」 法務省告示日本語教育機関(及びそれを目指す機関)

類型「就労」 就労者向けの日本語教育を行う機関

類型「生活」 地方自治体(公的な性質を持つ地域の日本語教室)

(上記以外の機関が申請を行うことを制度上妨げるものではない)

【理由】

- ・類型「生活」について、地域日本語教室はボランティア活動も含め多様な形態で実施されており、一律に基準を定めることは、地域の自主的な活動を阻害する恐れがある。一方、地方自治体が設置する地域日本語教室等は、地方自治体が作成する基本方針に基づいて活動を実施することに努めることが望ましいため、地方自治体が直接運営する、もしくは委託して、間接的に運営する、一定の公的な性格を有する日本語教室を対象を限定し、地方自治体が申請を取りまとめ、各教室における取組が基本方針に合致しているかどうか総合的に確認・判断することが考えられるのではないか。

その他の意見

公的な地域日本語教室についても対象から外すべき。

【理由】

- ・自治体にも温度差があり、外国人集住地域は非常に活発な取組が期待される一方、散在地域では市民が中心となって地域日本語教室が運営されている事例もある。
- ・各自治体が直接運営する、もしくは委託して間接的に運営する日本語教室も多種多様であり、一律の基準を当てはめることが難しい。

【今後の方向性】

- ・仮に3類型とする場合、主な申請機関は上記としつつ、それ以外の機関が申請を行うことを制度上妨げないこととしてはどうか。
- ・なお、地方自治体からの申請は任意とすることも考えられ、大学別科等の扱いについても今後検討が必要。